

AISの認可問題

AIS の認可問題は憲法が定める親の就学義務履行と密接に関係しています。政府が認可基準を緩和しても、これまで名古屋市はこれにまったく同調していません。

AIS は認可にこだわってきていませんが、名古屋市の認可基準が緩和され、AIS 認可を含めて、保護者市民にも義務教育選択の幅が広がることを希望しています。

株式会社経営の無認可幼稚園・小学校



発行日 2009年11月1日
編集・発行

Aichi International School
〒465-0078 名古屋市名東区虹ヶ丘3-4
TEL: 052-788-2255 FAX: 052-788-2213

「就学義務履行」とは断言できない

AIS は、現在、教育基本法第6条及び学校教育法第1条、同4条、同29条、同40条などにより設置が義務づけられている学校に相当する教育施設ではない。

したがって、AIS に通学することによっては、日本国憲法第26条2項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」とし、これを受けた学校教育法22条および39条に示されているいわゆる「親の就学義務」を果たしていることになることは、残念ながら、断言できない。

存在する「罰金刑」の事例

ところで、日本において過去、就学義務を怠ったことによって何らかの刑罰を与えられた事例が、実は存在している。

実子を1年3ヶ月余にわたり就学させなかった母親が罰金8,000円に処せられた事(岐阜家裁昭和50(少イ)1号)、その他にも就学義務違反として罰せられた事例が数件(東京高裁昭和31(ウ)2798号等)ある。もっとも、これらの事例はいずれも就学させていない理由に合理性がない(極度ではないのに貧困を理由としたもの、男女共学を嫌ってのものなど)ケースであり、全く就学させていないような悪質なものである。

これと比較すると、学校教育法上は非学校法人であっても、少なくとも学校に通わせているようなケースで「起訴」されるということは考えにくいものである。また、実際に「罰金刑」に処せられる前には義務履行の督促がされる必要がある(学校教育法第91条)、ただちに「刑事罰」を受けるということではない。実際上も、全国各地のインターナショナルスクール等に通学させている親が、こうした「義務違反」を問われた事例はこれまで皆無である。

AISは「義務教育制度」とともに

このような状況にもかかわらず、非学校法人である株式会社立の AIS 開校を行ったには理由がある。それは建学の精神ともいえる「AIS の教育理念」そのものである。しかしながら AIS ではそもそも日本の義務教育制度に反する立場ではなく、その教育内容においては、日本人のアイデンティティを確立したうえで世界を舞台として活躍・貢献できる日本人の育成を目指しており、学校で執り行われるカリキュラムに関しては、文部科学省が定めるところの学習指導要領に完全に準拠している。今後、日々、全力を尽くして「^{※注}一条校」としての認可がとれるように対策をとり、日本の義務教育制度における就学義務を果たす一端を担うことができるようになることを切望している。

AIS 発行の「就学証明書」

現時点では、AIS に通学することによって、保護者の皆様には多少の手間がかかることになる。まず、入学にあたっては、教育委員会に対して AIS が発行する「就学証明書」を提出するとともに、なぜ AIS に入学するのかについて親の教育理念などを交えて説明することが必要となる。その際の対応においては今のところ、各教育委員会や職員によっても対応が違うのが現状であり、そのつど誠意をもって説明することが求められる。

国際時代の「親の教育権」

その際、現状において AIS が考えている AIS を選択する際に用いることのできる正当な主張として「親の教育権」というものを挙げるができる。「親の教育権」は自然法的な人間の根源的な権利および憲法上の根源的基本権として存在するとともに、親自身の利益のために保証されたものではなく、子どもの利益・福祉にむけられたものである。この権利は国際的にも妥当性を持っており、世界人権宣言では「親は子どもに与えられる教育の種類を選択することができる(第26条3項)」とあり、また国連「子どもの権利宣言」においては「子どもの教育及び指導について責任を有するものは子どもの最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任はまず第一に子どもの親にある(7条2項)」、さらに日本が批准した子どもの権利に関する条約には「親または場合によっては法定保護者は、子どもの養育及び発達に対する第一次的責任を有する。子どもの最善の利益が親または法定保護者の基本関心となる(18条1項)」とあり、これらの条約の効力順位は法律よりは優位にあり、憲法よりは劣位であると捉えるのが妥当であるとされている。いずれにしても、親が子どもにとって最善と思われる選択をすることに関しては、このような考えに支えられるべき当然の権利ともいえる。

「普通教育の義務」とは

また、日本の義務教育の基本は憲法26条に対して、教育基本法4条で9年間の普通教育の義務、学校教育法22条・39条によって一定の学校に就学させること（就学義務）を定めており、就学義務に関しては前述した通りであるが、普通教育の義務に関しては「学齢期の子どもの教育を、教育の場を特定することなく、親権者などの保護者に義務付けること」（結城忠『学校教育における親の権利』海鳴社、1994年）であり、この意味においては AIS に在学することは子どもの最善の利益を求めたうえで普通教育の義務を果たしているものと捉えることができるのではないかと考えている。また、AIS を途中退学し、通常の公立学校に戻ることに關しては国民のもつ権利として当然、認められるはずである。

AIS では全員が「中学卒業程度認定試験」を受験

AIS 初等部終了後の進路に関しては、AIS では中学校や高校からの海外留学を念頭において教育カリキュラムを組んでいるが、中学校はもちろんのこと、他の無認可中学校を経由した場合でも、日本国内における高校進学^{とら}の道を完全に閉ざされているわけではない。日本の公立の高等学校に進学したいと考えた場合には、「中学校卒業程度認定試験」（学校教育法第23条の定めるところにより、文部科学省生涯学習政策局主催、毎年10月頃）を受験し、合格することによって高校入学資格が与えられる。

この認定試験制度は、以前には就学義務猶予免除を受けた人に対してのみ与えられていた受験資格であったが、最近、新たにインターナショナルスクール・外国人学校の卒業生・在学者、不登校などの理由によって就学していなかった人々にまで範囲が広がられたものである。

また、以前は日本の義務教育を修了していなければ受験資格がなかった「大学入学資格検定試験」（いわゆる「大検」。平成17年度より「高等学校卒業程度認定試験」に変更された。文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進科主催、毎年11月頃）においても、16歳以上であれば受験が認められ、これに合格することによって大学入学資格が得られる。ただし、「大検」合格者となるのは18歳に達した翌日からとなる。このように「中学校卒業程度認定試験」「大学入学資格検定試験」のどちらにおいても規制緩和がなされており、これらには国際化への動きや、規制緩和を求める意見の増加などが影響しており、日本の教育制度の変化の兆しをみてとることができる。

大切なのは保護者の「子育て姿勢」

このような規制緩和という現実や、変化し続ける社会において必要となる力はそのようなものであるかといったことを、各家庭において目指す教育の目標などを踏まえて十分に吟味していただき検討していただきたい。

また、この在学の是非については、以上のような AIS の設立趣旨や法解釈について理解された上で、各御家庭においても法的な認識と解釈を充分もち、お子様の教育の選択に関して責任を担って御判断くださいますようお願いしたい。

このような通常とは異なる手順を踏む覚悟で AIS に入学することを決意してくださった保護者の皆様および児童・生徒の皆様^{とら}に深く感謝するとともに、期待以上の学校生活と成果が得られるよう日々尽力させていただくものである。

(AIS 教育指導マニュアルより)

MEMO

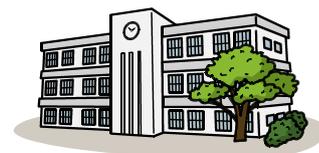
教育基本法 第6条

「法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」

「一条学校」（いちじょうがっこう）
もしくは 「一条校」（いちじょうこう）

一条学校（いちじょうがっこう）もしくは一条校（いちじょうこう）とは、学校教育法の第1条において「学校」とされている教育機関、教育施設のことである。具体的には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学（大学院、短期大学を含む）、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園が一条学校である。この定義は、教育基本法の第6条（学校教育）がいう「法律に定める学校」の範囲と解釈され、国立学校・公立学校・私立学校の別を問わず、一条学校は公の性質をもち、その教員は全体の奉仕者とされる。

学校教育法には、公の性質をもつものとされている一条学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園）について定められ、ほかにも専修学校と各種学校について定めがある。



小学校

心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とし、修業年限は6年である。満6歳になったすべての子供が入学できる。通例、9年間の義務教育うちの6年が該当する。

中学校

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とし、修業年限は3年である。原則として、小学校卒業生を対象とするが、満12歳を迎えていれば入学できる。通例、9年間の義務教育のうちの3年が該当する。

日本国憲法 第26条2項

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」